

第 2 9 回 宇 都 宮 市 都 市 計 画 審 議 会 議 事 録

平成 1 8 年 7 月 6 日 (木)

午後 3 : 3 0 ~

1 4 A 会 議 室

出席委員 荒井雅彦委員, 小堀志津子委員, 青木格次委員, 半田和男委員,
鈴木幸子委員, 永井 護委員, 船田武彦委員, 竹澤敬三委員
熊本和夫委員, 阿久津均委員, 藤井弘一委員, 今井恭男委員
大垣悦男委員, 佐藤秀夫委員

欠席委員 小田部弘委員

出席幹事 野澤省一(都市開発部長), 栗田健一(都市開発部次長),
森岡正行(地域政策室長), 高橋 悟(環境保全課長),
福田和夫(農業振興課長), 阿久津茂(道路建設課長),
関 哲夫(都市計画課長)

臨時幹事 永嶋正義(参事:区画整理担当), 齋藤寧(区画整理計画課長),
大谷順一(公園緑地課長),
駅東口整備推進室長(代理)小堀 徹(基盤整備グループ係長)

事務局 飯塚由貴雄書記, 相羽仁司書記, 鈴木俊夫書記

飯塚書記

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまから、第29回宇都宮市都市計画審議会を開会いたします。

開会に先立ちまして、まず本日の会議資料について確認させていただきます。事前にお配りの会議次第、宇都宮市都市計画審議会委員名簿、議案書、第1号から第3号まで、本日の配布資料として、説明資料1宇都宮都市計画道路の変更について県決定と同じく市決定のA3版のものと、説明資料2宇都宮都市計画公園の変更についてのA3版のもの、説明資料3宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画素案についてと宇都宮市都市計画審議会関係資料です。

それでは、開会にあたりまして、都市開発部長の野澤より、ご挨拶申し上げます。

野澤幹事

本日は、皆様大変お忙しい中、第29回宇都宮市都市計画審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様方におかれましては、常日頃から、本市の市政全般にわたりまして、ご支援、ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りしましてお礼申し上げます。

この都市計画審議会におかれましては、都市計画に関する事項といたしまして、土地利用としての線引き、用途地域などの地域地区、また都市施設といたしまして、道路、公園、下水道など、さらに土地整理事業や再開発事業などの市街地開発事業、また地区計画などについてのご審議をいただいているところです。

また、最近の話題といたしましては、多くの都市の中心市街地におきましては、人口や商業販売額が大変減少しております。空き店舗などが見られるような状況の都市があり、衰退の傾向が見られることから、持続可能なコンパクトなまちづくりを目指しまして、中心市街地活性化法、大店立地法、都市計画法を一体とした、まちづくり三法の見直しが行われたところです。

都市計画法におきましては、5月31日に公布されまして、一部施行される部分もありますが、法律の全面施行といたしまして公布後1年6ヶ月以内に新たな都市計画法が施行されるという訳でございます。

委員の皆様には、それぞれの知識とご経験の中から、様々な角度でご議論いただき、望ましい宇都宮市の都市計画の実現に向けて、ご支援をお願いしたいと思っております。

本日を含め、今年度は、4回程度の審議会を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。簡単ではございますが、審議会に先立ちましてご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

飯塚書記

今回は、2年間の任期が終了いたしまして、新委員の委嘱を行わせていただきました。初めての審議会でございますので、新たに委員としてお願した委員もいらっしゃいますの

飯塚書記

で、まず、委員の皆様のご紹介と、幹事・事務局職員の紹介をさせていただきたいと思います。

お手元の宇都宮市都市計画審議会名簿をご覧ください。

はじめに委員の皆様をご紹介いたしますので、恐れ入りますが、その場でご挨拶等をお願いいたします。区分と分野別に第2条1号委員から第3号委員の順にご紹介いたします。

(以下自己紹介)

荒井委員

弁護士の荒井です。3期目ぐらいなるかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

小堀委員

小堀です。よろしくご紹介します。

青木委員

青木です。どうかよろしくご紹介します。

飯塚書記

続きまして、前期に引き続きまして半田和夫委員です。半田委員におかれましては、遅れて出席との連絡をいただいております。

鈴木委員

鈴木です。よろしくご紹介します。

永井委員

永井です。よろしくご紹介します。

船田委員

船田です。引き続きよろしくご紹介します。

竹澤委員

竹澤です。よろしくご紹介します。

飯塚書記

続きまして、第2号委員として宇都宮市議会からご出席いただいております委員をご紹介します。

(以下自己紹介)

熊本委員

熊本です。どうぞよろしくご紹介します。

阿久津委員

阿久津です。どうぞよろしくご紹介します。

藤井委員

藤井です。よろしくご紹介します。

今井委員

今井です。引き続きどうぞよろしくご紹介します。

飯塚書記

続きまして、関係行政機関からということで第3号委員をご紹介します。

最初に小田部弘委員ですが、本日は欠席との連絡をいただいております。

(以下自己紹介)

大垣委員

大垣です。よろしくご紹介します。

佐藤委員	佐藤です。よろしく願いいたします。
飯塚書記	ありがとうございました。委員の皆様方には、今後何かとお世話になりますが、ご指導のほどをよろしく願いいたします。 続きまして、幹事及び事務局職員を紹介いたします。まず、幹事の紹介でございます。 (以下自己紹介)
野澤幹事	野澤です。よろしく願いいたします。
栗田幹事	栗田です。よろしくどうぞお願いいたします。
森岡幹事	森岡です。よろしく願いいたします。
高橋幹事	高橋です。よろしく願いいたします。
福田幹事	福田です。どうぞよろしく願いいたします。
阿久津幹事	阿久津です。よろしく願いいたします。
関幹事	関です。よろしく願いいたします。
飯塚書記	本日は、付議案件に関連しまして臨時幹事が出席しております。ご紹介いたします。 (以下自己紹介)
永嶋幹事	永嶋です。よろしく願いいたします。
齋藤幹事	齋藤です。よろしく願いいたします。
大谷幹事	大谷です。どうぞよろしく願いいたします。
小堀幹事	小堀です。よろしく願いいたします。
飯塚書記	続きまして、書記の紹介をいたします。 (以下自己紹介)
相羽書記	相羽です。よろしく願いいたします。
鈴木幹事	鈴木です。よろしく願いいたします。
飯塚書記	最後に私、都市計画課課長補佐の飯塚由貴雄です。よろしく願いいたします。 続きまして、宇都宮市都市計画審議会の組織及び本審議会の公開について確認の説明をさせていただきます。 その前に、ただいま半田委員が到着されましたのでご紹介します。どうぞよろしく願いいたします。

半田委員

農業委員の半田です。どうぞよろしく願います。

相羽書記

それでは、お手元の資料宇都宮市都市計画審議会関係資料の1枚目をお開きいただき、宇都宮市都市計画審議会の概要についてをご参照ください。

まず、当審議会の設置の経緯と根拠についてですが、地方分権の推進によりまして、都市計画に関する事務が自治事務となり、また、それまでの任意の組織であった市町村の審議会が法定化されました。

本審議会は、平成11年12月の都市計画審議会条例制定により、平成12年4月に設置、同年6月に第1回目を開催し、本日は第29回目の開催となります。

次に職務ですが、審議会は市長の諮問に応じ都市計画に関する事項を審議するものとしております。

市が決定する都市計画は、本審議会の議を経て決定いたします。

県が決定する都市計画は、県から市に意見照会があり、それに回答するにあたり、審議会の意見を伺うものです。

県決定の事例として、線引き、4車線以上の道路、10ha以上の公園などがあります。

市決定の事例として、用途地域、4車線未満の市道、公共下水道、地区計画などがあります。

次に、会議の公開についてですが、本市におきましては、その審議状況を市民に明らかにし、公正かつ透明な市政の推進を図るとしていることから、本審議会は審議会条例施行規則第2条の規定により公開となります。

また、必要があると認めるときは非公開とすることができます。会議を非公開とする基準については、宇都宮市情報公開条例第7条、行政情報の公開義務、各号に定める非公開情報に該当する情報に関して審議等を行うとき、あるいは、公開することにより個人に関する情報や公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められるとき、非公開としております。

会議の公開は、傍聴を認めることにより行います。あらかじめ傍聴を認める定員を定め、傍聴席を設けるものとしております。

また、同様に議事録につきましても、情報公開条例第7条各号に該当する情報は、非公開となります。

続きまして、傍聴者数の報告を致します。

本日の会議については、傍聴者はございません。

ここで、議事に入ります前に、事務局より本会の成立についてご報告いたします。

本日の会議ですが、現在出席委員は14名です。これは、当審議会条例第6条の、審議会は委員の過半数をもって開催する旨を満たしておりますので、会議の成立をご報告いたします。

飯塚書記

ありがとうございました。それでは，早速議事に入らせていただきます。

本日の会議ですが，条例第6条により，会議は会長が議長となる，また会長の選出にあたりましては，同条例第5条によりまして，学識経験者である第1号委員から選出することとなっております。

2年間の任期が終了しまして本日は，委員委嘱後最初の会議ですので，まだ議長の職務を行う方がいらっしゃいません。つきましては，議長が決定するまでの間仮議長を選出し，議事を進行して参りたいと思います。誠にせんえつでございますが，仮議長の選出につきましては，事務局に一任いただいでよろしいでしょうか。

各委員

異議なし。

飯塚書記

ありがとうございます。

それでは，本日出席の委員の中から，竹澤敬三委員に仮議長をお願いしたいと思いますので，竹澤委員よろしくお願いいたします。

竹澤委員

ただいま，事務局から仮議長に指名されました竹澤です。議長を務める会長が選任されるまでの間，皆様のご協力をいただきながら，議事をスムーズに進めていきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは，(1)会長選出及び職務代理者指名ですが，会長につきましては，先ほど事務局からの説明がありましたとおり学識経験者であります第1号委員から選出することとなっておりますので，委員の皆様から，ご意見をいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

鈴木委員

はい。大変せんえつでございますが，これまでの経緯もございませし，引き続き経験豊かな永井委員がよろしいのではないかと思います。推薦申し上げます。

竹澤委員

ただいま，鈴木委員から永井委員を会長に推薦したいとのご意見がございました。他にご意見ございますか。他にご意見がないようですので，お諮りしたいと思います。当審議会の会長に永井委員を選出することについて，ご異議ございませんでしょうか。

各委員

異議なし。

竹澤委員

異議なしとのことなので，永井委員を宇都宮市都市計画審議会会長にすることに決定いたしました。

なお，会長職務代理者につきましては，条例第5条に委員のうちから，会長があらかじめ選出するという事で定められておりますので，この指名につきましては，永井会長にお任せしたいと思います。

竹澤委員

それでは、議長を永井会長に交代したいと思います。よろしく願いいたします。ご協力ありがとうございました。

永井会長

ただいま、ご推薦いただきました永井です。会長をお引き受けするにあたりまして、ひと言ご挨拶申し上げたいと思います。

我々の都市計画法の一番のモットーは、68年法と言われた昭和42年ですかね。その時出来たベースが一番基礎になっていて、都市化時代でしたからどんどん都市に人口が増えてきて、それに対応する社会基盤をいかに効率的に作るかが最大のねらい目で、そのために線引きを行ったり、主に公共事業というものをいかに効率的にやっていくか、都市の膨張に対して、迅速に対応していくか、といことが課題だった時代であったと思います。

それが、1990年代あたりから急激に変わってまいりまして、都市化時代から成熟社会に移ってきて、都市の膨張を抑えながら効率的に公共事業をやっていく展開から、むしろ今まで出来ている市街地をどう使いやすい、質の高いものにしていくかという時代に入ってきたのが1990年代の制度改革、1993年、それから2000年と矢継ぎ早に、先ほど部長からお話がありました、まちづくり三法など、毎年法律が変わって、私自身も大学で都市計画の授業で教えるのも非常にやりにくい、変わる度に教科書は変わってこないものですから、前の教科書を作り変えながら、授業をやらなくてはならない状況で、今、変革期だなという気がしております。

変革期の象徴のひとつが地方分権で、市民の近い所に意思決定といいますか、政策決定が委ねられてきている。

そして、もうひとつは、まちづくりという言葉が出てきておりますように、都市計画とまちづくりとの関係、今まで都市計画とはどちらかといえば、市場原理といいますか市場社会とそれを補完するような形で、あるいはそこで調整がつかない市場の失敗を調整するのが、都市計画だったと思います。

一方では、まちづくりという言葉が出てきて、私はまちづくりって何かなというと、どこまで皆の合意形成が出来るのかというのが、まちづくりじゃないかと思っているのですが、その関係で都市計画というのはある意味では公権力な訳で、基本的人権あるいは個人といいますか、それらと調整していかなければならないような、市場とまちづくりの間に入っていて都市計画というのは、何をやるべきなのかということになってきているのではないかと思います。

まちづくりと都市計画は決して常に二人三脚で動けるものではないと思います。これからの都市計画のひとつは、地域の中の土地利用とか、それから景観など、ソフトのルールをどのように作っていくか、結局は公共性ってなんだろうの議論になっていくと思うのです。地方自治も結局同じで、身近な公共性と国防みたいなものも公共性なんですね。

今までは、行政でやっていたものが公共性だといっていたけれども、国の単位だけでは全部の公共性が賄えないなど、

永井会長

色々な種類の公共性が実態として出てきている。それとまちづくりというのが、ある面では結びついてはきているという非常に複雑な関係があり、公共性というものがよく分からないという時代に今なってきているのではないかと思います。

そういう意味では、これからの都市計画法をどのように運用していくのかという時には、荒井委員がおられますけれども、むしろ荒井委員のご意見をよほど伺いながらやらないと、私のようなつくりやだけでは、その辺の調整が難しい時代に入ってくる。都市計画法をどう運用していくかが、まさに地方自治体の中で、新しいステージに入ってきたのではないかと考えています。

力不足ではありますが、皆さんから色々と幅広いご意見を伺い、まとめながら、少しでもいい街に出来ればと思いますのでご協力のほどよろしくお願いしたいと思います。

それでは、先ほど竹澤委員からお話がありました職務代理者につきましては、市政全般的に高い見識をお持ちでございますので阿久津委員にお願いしたいと考えております。

阿久津委員よろしくお願いいたします。

それでは、会議次第に従い会議を進めてまいります。まず、当審議会条例の施行規則第3条に基づきまして、本日の会議の議事録署名委員といたしまして、荒井委員と鈴木委員の両名にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議題といたしまして、3件ございます。平成18年6月28日付宮都第74号、平成18年6月28日付宮都第75号、同じく平成18年6月28日付宮都第76号、を市長から諮問を受けております。

議事の内容につきましては、開催通知でご案内しております。宇都宮都市計画道路の変更について3・3・102号宇都宮水戸線と、それから宇都宮都市計画道路の変更について3・4・124号宇大南通り、それから3・4・135号宇大東南通り及び宇都宮都市計画公園の変更について2・2・094号榎内2号児童公園になります。

付議案件の審議につきましては、会議の公開、非公開を確認させていただきます。

今日は傍聴者の方がいらっしゃらないようですので、公開非公開の議論はしなくてもよろしいですか。

飯塚書記

公開ということになります。

永井議長

公開ですけど傍聴者がいないということですね。

飯塚書記

そうです。

永井議長

それでは、議案第1号及び議案第2号について事務局から説明をお願いします。

関幹事

それでは、お手元の資料に基づいてご説明いたします。

関幹事

議案第1号宇都宮都市計画道路の変更について3・3・102号宇都宮水戸線，議案第2号宇都宮都市計画道路の変更について3・4・124号宇大南通り，及び3・4・135号宇大東南通りの2議案につきましては宇都宮大学東南部第2地区における都市計画変更のため関連がありますので一括してご説明させていただきます。

議案の変更内容についてであります，宇都宮大学東南部第2地区におきまして土地区画整理事業の実施が予定されていることに伴うものであります。

資料につきましては，議案第1号，議案第2号とA3版の説明資料1を併せてご覧いただきながら，ご説明したいと思います。

まず，議案書についてご説明いたします。

議案第1号の1ページをお開きください。今回変更する3・3・102号宇都宮水戸線の変更後の計画書です。

こちらは車線の数4車線であるため栃木県決定となります。

次の2ページは新旧対照表となっております。

上段が変更後で下段の括弧書が変更前となっておりますが，今回は都市計画道路区域の一部の変更となるためこの表自体の変更部分はありません。

次に3ページをお開きください。総括図です。左から右下に走る赤の太い実線が宇都宮水戸線の位置を示しております。

4ページをお開きください。計画図です。図中央部の赤い実線が変更後の宇都宮水戸線の道路区域を示しております。続きまして5ページをお開きください。新旧対照図です。黄色の線が変更前で，赤い線が変更後を示しております。これは黄色の線から赤の線へ拡幅するものであります。

次に別に綴じてあります，議案第2号の1ページをお開きください。

今回変更しようとする3・4・124号宇大南通りと3・4・135号宇大東南通りの変更後の計画書です。この2路線につきましては車線の数2車線であるため宇都宮市決定となります。

次の2ページは新旧対照表です。括弧書が変更前となっておりますが，上段の3・4・124号宇大南通りでは構造の内，幅員が16mから17mに，また地表式の区間における鉄道等との交差の構造で幹線道路と平面交差の数が3箇所から4箇所に変更となっております。

次に下段の3・4・135号宇大東南通りでは，延長が約930mから約1,490mに，また幹線道路と平面交差の数が2箇所から3箇所に変更となっております。

次に3ページをお開きください。総括図です。2路線の位置を赤の太い実線で示してありますが3・4・124号宇大南通りは，起点が宇都宮市平松本町，終点が宇都宮市峯町となっております。

また，図でループ状にカーブしております形状の3・4・

135号宇大東南通りにつきましては、起点が峯町、終点が平松本町となっております。

続きまして4ページをお開きください。計画図ですが横向きにしてご覧ください。

宇大南通りにつきましては図の左上から左右に走っている路線であります。図の中央を黒い実線で南北に走っております3・3・105号産業通りの交差点までが終点となっております。

また宇大東南通りにつきましては、この交差部が起点となりましてループ状にカーブを描きながら先ほどの宇大南通りのT字の交差部までが終点となっております。

次の5ページは新旧対照図ですが、横向きにしてご覧ください。

先ほどご説明しました宇大南通りにつきましては道路の幅員が変更になっております。黄色い線と赤い線が重なっているように見えますが、内側の黄色の線が変更前で、外側の赤い線が変更後となっております。

次に、ループ状になっております宇大東南通りにつきましては、図の中央を黒い線で表現しておりますが南北に走っている3・3・105号産業通りとの交差部がこれまでの終点でしたが、図左上の宇大南通りとの交差部、T字路部分のところまで延伸する変更となります。

以上が議案第1号と議案第2号の概要であります。

詳細につきましては、お手元のA3版カラー印刷2枚綴りの説明資料1の1ページ左側をご覧ください。

1. 宇都宮大学東南部第2地区における都市計画の概要についてであります。本地区は、JR宇都宮駅から南東に約2kmにあります。宇都宮東部地域の土地区画整理事業による都市基盤整備が進む中、近接しております平出及び清原工業団地の就労者並びに宇都宮大学の学生の居住地として宅地需要は多いものの道路が狭く密集した市街地となっております。防災上の観点からも計画的な都市基盤整備が必要であります。

このような状況から、本地区は宇都宮市東部地域の一部として土地区画整理事業を実施し、良好な環境を有する安全で計画的なまちづくりを行うものであります。

都市計画道路3・3・102号宇都宮水戸線は本市の中央地域と東部地域を結ぶ東西の骨格道路網の一つであり、本地区での幹線道路として位置づけられることから、宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業として今後整備を図るものであります。

また、都市計画道路3・4・124号宇大南通りと3・4・135号宇大東南通りにつきましては、住宅地内への通過交通を排除し、本地区内の道路ネットワークを形成するため、現在、事業実施中の宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業と同じく、第2土地区画整理事業の中で道路の整備を図るものであります。

次に下の総括図ですが、議案第1号の3・3・102号宇都

宮水戸線，議案第2号の3・4・124号宇大南通りと3・4・135号宇大東南通りの位置関係を赤の実線で示しております。

また，茶色の矢印の区域が現在，施行中の宇都宮大学東南部第1土地区画整理事業区域であります。

この第1地区の北側の青い矢印の区域が第2土地区画整理事業予定区域となっております。

次に1ページ右側の，2．変更する都市計画の内容と理由についてですが，今回ご審議いただきます都市計画の変更は宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業の実施に伴う都市計画道路3・3・102号宇都宮水戸線の変更であります。

この土地区画整理事業による区画道路の取り付けに伴い，円滑な交通処理を行うため右折レーンの設置および安全でゆとりのある歩道幅員を整備するため，産業通りとの交差点付近の幅員を18mから22mに変更しようとするものであります。変更しようとする位置につきましては，位置図に赤の実線で示しており，この道路の区域の変更箇所を拡大した図が，下の新旧対照図であります。

変更カ所は産業通り交差点から西に約200mの区域で，幅員を18mから22mに南側に拡幅しようとするものであります。黄色い線が変更前で赤い線が変更後となります。

また，この一部を拡大した図が下の詳細図となっております。

この図の左下の青い破線の楕円形で表示した部分が，土地区画整理事業により新たに取り付けられる区画道路となります。

現在の峰小学校入り口交差点がT字交差点となっておりますが，土地区画整理事業により十字路の交差点になることから，交通の安全性の確保などの理由により，幅員3mの右折レーンを新たに設置しようとするものであります。

詳細図では緑色の破線で囲まれている区域となります。

また，歩行者が安全かつ円滑に移動が出来るように，土地区画整理事業の中で現在の歩道幅員2.5mから1m広げた3.5mの歩道として整備する計画であります。

このため，右折レーンで3m，歩道で1m，合わせて4mの道路拡幅となり，現在の幅員18mから22mへと道路区域の変更を行いたいと思っております。

次に2ページをお開き下さい。左側の(2)3・4・124号宇大南通りですが，お年寄りや体の不自由な方などを含めた全ての人々が安心して利用できるように人に優しい歩道整備のため，道路幅員を16mから17mに変更しようとするものであります。

位置図に変更カ所を示しており，その下が拡大した新旧対照図となっております。

この図の左端の江川が宇都宮大学東南部第2土地区画整理事業の区域境であります，これより東の産業通りまでの約640mの区間で，幅員を16mから17mに変更しようとするものであります。

関幹事

参考図として標準横断面図を記載しましたが、変更前の歩道幅員3.5mから4mに変更しようとするものであります。

次に2ページ右側の(3)3・4・135号宇大東南通りについてですが、現在、土地区画整理事業実施中の宇都宮大学東南部第1地区及び今後予定している第2地区の土地区画整理事業区域内の円滑な交通処理を行うため、これまでの終点を延伸し、今回総延長を約930mから約1,490mに変更しようとするものであります。

位置図では赤の実線が延伸しようとする部分であります。下の新旧対照図ですが、これまで産業通りの交差部の黄色の終点が赤の実線のように延長約560mに渡り延伸し3・4・124号宇大南通りまで延伸しようとするものであります。

このように都市計画道路の歩道幅員の拡幅及び延伸することにより、人に優しい道路の確保や住宅地への通過交通の排除など適切な道路ネットワークの形成を目指すものであります。

今回の都市計画道路の変更につきましては、事前に宇都宮大学東南部第1地区及び第2地区の関係者の皆様に説明会を4月20日に開催しましたが26名の出席者がありました。

また、この都市計画案の縦覧につきましては、広報うつのみや5月号や市のホームページでお知らせし、5月16日から30日までの2週間行ったところではありますが、そのうち3・3・102号宇都宮水戸線は縦覧者3名、3・4・124号宇大南通りと3・4・135号宇大東南通りの2路線につきましては4名の縦覧者がありました。

いずれも意見書申し出はありませんでした。

以上で議案第1号宇都宮都市計画道路の変更について3・3・102号宇都宮水戸線、議案第2号宇都宮都市計画道路の変更について3・4・124号宇大南通り及び3・4・135号宇大東南通りの説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

永井議長

ありがとうございました。それでは、ただいまの事務局の説明について、ご質問、ご意見をお願いします。

今井委員

背景を確認させていただきたいのですが、まず1点は、結論からして都市計画の変更について、良い方向に変更することで良いのですが、まず、3・4・124号宇大南通りの16mから17mの変更で、特に今説明いただきましたとおり、歩道を従来の案からいけば、片側50cm拡げるということで、これはよろしいのですが、江川の左が、都市計画決定する時に組合施行ということで、16mで設定されていた。その16mに接続するものですから、従来は16mで都市計画決定されていたという背景があるのではないかと単純に理解するのですが、今回変更の17mの幅というのは、江川を起点として、産業通りにぶつかるまでが拡がるという形になり、図面の左側は16mのままになりますね。

今井委員

それで、先ほどお読みいただいた、お年寄りや体の不自由な方を含めて、すべての人々が安心して利用できる歩道整備のため、道路幅員を16mから17mに変更するというところで、これもすばらしいです。

では、左側の延長上の16mはどのようなのですかということが、疑問になってくるのです。組合施行と市施行で差はないと私は思っているのですが、この論理から言えば、お年寄りや目の不自由な方々が、この図面でいう右から左の方へ行った時に、歩道が50cm狭くなり、その時は体の不自由な方へは、やさしくない道路なのですか、という逆論理になりませんか。この考え方に反対するわけではありません。これは良いことですので。ですが道路は繋がっている訳ですから、この部分を強調することについては、これはこれでいいのですが、接続する延長上は、お年寄りにやさしい道路作りというものを考えていくのか。ひとつの道路な訳ですから、そこをお聞きしておきたい。

それと、3・4・135号宇大東南通り、これは、区画整理が80から90%賛成が集まったのですよね。事業認可の運びになっていくことなので、これはこれで良いのですが、住民の縦覧というよりも、区画整理事業課にお聞きしたいのですが、この計画は住民に区画整理事業の説明としてこの計画は入っていなかった訳でしょう。始めから入っていて説明しているならば良いのですが、往々にして、こういう幹線道路が通るということになると、保留地がどうのこうのという課題がまた再燃して来ないかということをして逆に心配しているのです。ここは昔から、反対している人たちが多かった地域ですから、成功するためにその点の動向を逆に心配してしまうのですが、その辺りはどのようなのですか。

永井議長

2つ、委員の方からご質問がありましたが、1番目の質問についてはどうですか。

飯塚書記

ご意見ありがとうございます。16mでの全体の幅員の中で3.5mの歩道があるわけですけれども、それは、今の規定でも自転車も走れますし、お年寄りからお子さままでも、歩ける幅ということで、今でも問題ない幅員でございます。

ただ、4mとしますと、通行量の多い自転車が走れる道路として位置付けが出来まして、4mのほうが望ましい幅員であります。ただ、狭まる所につきましては、うまくすり付けですとか、危険性のない歩道の取付け方に致しまして、無理なく東のほうへ歩けるような形に安全性を保つような構造にしていきたいと考えております。

今井委員

私が聞いているのは、すり付けがどうのこうのではなくて、宇大南通りという名称でいけば、1本の道路なのです。この江川の左の16mも、将来に向かって人に優しい道作りという視点で、17mの施行をしていくのですか。そうあるべきじゃないですか。

今井委員

人に優しい，このようないたい文句にしていれば，当然宇大南通りは，途中1m狭くなるわけですから，狭くなる部分のすり付けを人に優しいすり付けにしますよということを聞いている訳ではないのです。

永井議長

私もあそこのユーザーだし，小堀委員もそうだから良く知っていて，自転車だと怖い所なのですよ。3m50cmが困るなと思っているけれども，今からそこまで都市計画決定してまでもやるかどうか，やれるかどうかっていうことではないですか。おそらく，県も市もあそこはもう少し広げられるならば広げたいけれど，今，都市計画決定して広げますということ，言わなくてはいけないのか，という判断ではないでしょうか。だから，委員のおっしゃったご意見で市のほうは，やれればやりたいが，今は決める段階ではないと言えはいいのではないですか。あそこは，走りにくいし，狭いですよ。今の水準からすれば，もっと広がっていても良いのだろうと思いますけど，早急に都市計画決定すべきなのかどうかというふうに解釈したほうが良いのではないかと私は思っているのですが，いかがですか。

大垣委員何かご意見ありますか。

大垣委員

歩道幅員の食い違いは，我々整備している間で，基準が変わったりして，結構あります。ですから，このような事業に絡んでやる場合は，そのような現象が往々にして起きるということで，出来るだけ良い計画，あるいは施行時期に合わせた，その時代に合わせた形でやっていくのは，やむをえないのではないかと，考えております。

永井議長

何か市のほうでありますか。

飯塚書記

永井会長と大垣委員のおっしゃるとおりでありまして，既に区画整理事業が完了してしまっているものですから，これから新たな負担を取って，都市計画決定をして，広げていくというのは，難しいと考えており，これからも，交通の状況とかを総合的に判断しながら，検討していきたいと考えております。

佐藤委員

交通管理者から，すり付け部分をしっかりやってもらいたい。

今井委員

今日の議案は，この江川より右の区画整理地内における都市計画道路を1m広げようということですから，たぶん，他の委員のかたは，この事業で異論は無いですよ。私も無いです。

だけど，将来的に1本の道というときには，事業単位とした場合，逆に事業単位で取れなくて，狭くなる場合だってある訳ですから，逆の論理でいけばですよ。そのようなことがあっては困りますが。その事情は分かるのですが，やはり1

今井委員

7 mにはこのような理由付けがあるということならば，1つの延長上で，別に今都市計画決定するという意味では無いのですが，やはり施行していくべきだろうと思います。

これは人に優しい道作りという部分では，どこかがひょうたん型になっている道作りなんてあり得ない訳で，人に優しい道作りというのを，大前提にするのであれば，一度終わった事業かも知れませんが，宇大南通りという部分を，そのような思想でやっていくという理念を，貫いていくべきだろうと思うので，強く要望しておきたいと思います。

永井議長

よろしいでしょうか。どうぞ。

斉藤幹事

2つ目の質問の中で，この変更について，地元の地権者へ説明しているのかということですが，これにつきましては，区画整理計画課では，平成11年からこの宇大東南部第2地区に入りまして，平成12年のころから，図面の提示として，この変更案で説明しております。このように16 mから17 mに変更することの説明もしております。石井街道，宇都宮水戸線の所や，宇大南通りについても同じく説明しております。

永井議長

区画整理の中では，前から説明しているということですか。

斉藤幹事

宇大東南部第1地区でも説明しておりますし，第2地区を立ち上げる時には，宇大南通りまで伸ばすことの説明はしております。

今井委員

はい。結構です。私もこの地元なので心配したのですが，一旦住民の方が図面を見てしまうと，あとから線が入ると非常に苦労する時があるものですから，それを聞いてひと安心しました。

永井議長

ほかに，いかがでしょうか。
これは，ちょっと細かいことなのですが，16 mから17 mは区画整理の時は始めから17 mで入っていたのですか。現道ではないですね。今ある訳ではないですね。
それとも，街路の基準が変わったのですか。

斉藤幹事

はい。道路構造令が，16 mから17 mへと変わった時期がございまして，先ほどの江川の左側につきましては，組合施行で行ったときには16 mで計画されておりましたので，そのような状況の中で整備をしたということですが，平成11年から作業に入りましたが，入ったときには，17 mということで，先ほど説明がありましたように，お年寄りや体の不自由な方へ人に優しいまちづくりという観点から，やはり歩道を50 cm拡げて4 mにするということでしております。

永井議長

地元の方は合意しているのですよね。

斉藤幹事

はい。

永井議長

それと、もう1つは、区画整理の中では、本当は、区画整理の出来上がりの図面で書いていただかないと、この道路がどうしてこうなのか、全くよく分からないということになってしまうのですが。

(宇大東南部第2地区図面案を配布)

永井議長

この右上のクランクが、もしも交差点でなければ、もっと丸くすべきで、なぜ角ばっているのかと置いていたが、こちらの図面を見ると、交差するのでこうなる訳ですね。

斉藤幹事

はい。この案についてですね、地元の説明しております、地元には合意しております。

永井議長

そう言うことではなくて、計画論上、これが補助幹線になっているのならば、もっとなめらかに車が走りやすいようにしないと、交通事故が起きてしまうだろうと思ったが、こちらの図面をみたら分かりました。

ここは交差点だから、このようにしないと道路が交差出来ないの、T字路になっているのが分かりました。こちらの図面だけ見た時、なぜここの所が直角に曲がっているのかとなってしまうのですよ。

住民の人はこちらを見ているので、分かりますが、これが無いと我々はなぜこうなっているのかと思いますよ。これで分かりました。

あとは、いかがでしょうか。

斉藤幹事

はい。こちらは、事業計画を取っておりませんので、まだ、案の段階ですので、よろしく願います。

永井議長

案でも、一応このように考えているので、分かる図面を、出していただきたいですね。

関幹事

今後、図面の表記につきましては、これから十分に配慮してまいりたいと思います。

永井議長

よろしく願います。要は、理屈が分かる資料を出してもらいたい。都市計画決定する所だけを書かれても、なぜそうなっているのか分かるような形で願います。他にいかがでしょうか。

小堀委員。宇大の本部の前はセットバックしてもいいですよ。50cmぐらいは。

あそこは、怖いですね。

小堀委員 あぶないですよ。自転車が多いから。なので、ぜひチャンスがあったら言っていただきたい。やれるところからやっていくしかないですよ。

永井議長 大学の区域だけでしたらできますが。それだけでは、理屈が通りませんよね。

大垣委員 はい。ですから、難しいのではないかと。

永井議長 やれるところからやるしかないのではないかと思うのです。それでは、この件につきましては、よろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

永井議長 ありがとうございます。

斉藤幹事 はい。先ほど配布した図面は回収させていただきます。よろしくお願いします。
(宇大東南部第2地区図面案を回収)

永井議長 続きまして、宇都宮都市計画公園の変更に関する都市計画として議案第3号について事務局から説明をお願いします。

関幹事 続きまして、議案第3号宇都宮都市計画公園の変更2・2・094号榎内2号児童公園について説明いたします。
議案第3号の1ページをお開きください。計画書でありませんが、今回変更しようとする2・2・094号榎内2号児童公園の内容を示しております。
2ページが新旧対照表であります。括弧書きが変更前となります。今回、変更しようとする内容としましては、公園区域の変更となりますが、備考欄にありますとおり、面積が約8.8㎡増えますが、面積はha単位となっておりますので、表示上の変更はありません。
次に3ページの総括図をご覧ください。本公園の位置を示しております。
続きまして4ページの計画図をご覧ください。今回変更しようとする区域を赤で表示しております。また、開発行為によって新設される道路を黒線で表示しております。
次に5ページをお開きください。新旧対照図です。黄色で表示している区域が変更前、赤で表示しております区域が変更後となります。
詳細については、本日、配布させていただきました、お手元の説明資料2に基づいて説明いたします。
まず、左側の、1. 榎内2号児童公園における都市計画の概要についてですが、本公園は、榎内土地区画整理事業区域の西端に位置し、面積約0.08ha、主として地区内にお

関幹事

ける児童の利用を目的に計画された公園であります。昭和57年7月に都市計画決定し、整備された後、供用され現在に至っております。

下段の計画図をご覧ください。赤で表示している区域が本公園の変更後となり、グレーで塗られている道路が、開発行為によって新設される道路になります。

次に、右側の、2.変更する都市計画の理由と内容ですが、今回、当公園の南側に接する開発計画に併せ、公園の区域を整形化し、施設の利便性向上を図るため、公園区域を変更しようとするものであります。

資料右側の図で示しておりますが、開発区域に接する青の破線で囲まれてる部分について、下段変更後の図の通り、開発行為により新設される道路とともに、公園区域を整形化し、地域における公園の利便性の向上を図るものであります。

また、この都市計画案の縦覧につきましては、広報うつのみや6月号及びホームページに登載し、6月5日～19日までの2週間、都市計画案の縦覧を行ったところですが、縦覧者、意見書の提出は、ありませんでした。

以上で、宇都宮都市計画公園の変更2・2・094号榎内2号児童公園についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

永井議長

はい。この説明についてご質問等お願いしたいと思えます。区画道路の線形を良くするために、変更したのですね。面積は変わって無いですね。

関幹事

8.8㎡増えております。

永井議長

ちょっと増えているのですね。
特にございませんか。

全委員

異議なし。

永井議長

ありがとうございます。それでは、異議なしということで、先に進めさせていただきます。

それでは、本日の議案第1号から議案第3号までにつきましては、原案どおり異存なしということで答申することといたします。

以上で本日の議事につきましては、終了いたします。
なにか、事務局のほうでありますか。

飯塚書記

報告事項がございます。

永井議長

お願いします。

小堀幹事

報告事項といたしまして宇都宮市駅東口推進室のほうから報告させていただきます。

説明資料3です。1ページをお開きください。左下の区域

図，赤色の実線で囲まれた区域，宇都宮駅東口土地区画整理事業の区域，約7.3haです。この区域につきましては，平成17年3月1日に第24回宇都宮市都市計画審議会において，都市計画決定に関わる審議をいただきました。同年4月に都市計画決定を行い，6月には土地区画整理事業の事業認可を取得し，10月には，第1回の仮換地指定とあわせて，起工式を行い，工事に着手したところです。本年2月には第2回仮換地指定を行い，全ての街区の仮換地を指定しまして，こちらは平成20年度末の事業完了を目指して，現在，建物などの移転交渉，道路などの築造工事，宅地の造成工事，それらの工事を進めているところです。平成19年には，一部整備が整った街区から地権者による土地利用が開始される予定です。

本日報告いたします都市計画素案につきましては，今後，仮換地いたしました土地の土地利用，建築物の整備にあたって，また県都の新たな玄関口にふさわしい駅前景観を形成するため，宇都宮駅東口地区の土地利用の見直しについてご説明するものです。

具体的には，資料の1ページ左上にあります3つの都市計画を予定しています。(1)といたしまして用途地域の変更，(2)防火地域及び準防火地域の変更，(3)地区計画の決定，現在仮称でございますが，宇都宮駅東口地区地区計画という形で考えております。

1，都市計画決定する主旨ですが，資料にありますように，土地区画整理事業で整序された土地を，用途地域，防火地域などの見直しをすることにより，合理的かつ健全な高度利用を図り，地区計画等を定めることにより，県都の玄関口にふさわしい，風格のある都市環境の整備を図るものです。

2の地区の位置，現況ですが，JR宇都宮駅東側，東西自由通路の南側と北側の宅地と現在の駅東駅前広場を含めます，約7.3haの区域です。現在の関係地権者は，宇都宮市，東日本旅客鉄道株式会社，その他民有地の関係地権者を含め計5名です。

それでは，右側の3，上位計画の位置付けをご覧下さい。上位計画における宇都宮駅東口地区の位置付けと土地利用の方針です。(1)平成12年12月に策定いたしました宇都宮市都市計画マスタープランでは，駅東口地区を本市の新たな拠点であるとともに，その立地位置から広域都市圏，いわゆる宇都宮都市圏の新たな都市拠点として位置付けて，土地利用の方針においては，都心商業業務地の配置，商業業務地と公共施設との一体開発，都市型住宅の立地を基本方針としております。また，交通結節機能の一層の充実を図るとともに，地区計画の活用により，鉄道駅周辺の顔づくりの推進を都市景観形成の方針としたところです。

(2)といたしまして，平成14年8月，中心市街地活性化基本計画を受けまして策定しました，宇都宮市都心部のランドデザインです。こちらのランドデザインにおきましては，駅東口地区を栃木県における広域都市圏の都市拠点か

ら，関東北部地域をリードする広域交流拠点として位置付けて，都市拠点，交通結節点づくりとともに，県都宇都宮の玄関口の顔づくりを地区の整備方針としているところです。

(3)といたしまして，平成17年6月に駅東口地区の整備目的，整備方針，整備内容等を策定いたしました駅東口地区整備基本計画ですが，整備テーマとして21世紀にまちづくりをリードする産業，情報，交流の新たなゲートシティとして，土地利用の方針では，地区全体を一体的，計画的に整備を行うとともに，県都の玄関口にふさわしい魅力的な都市景観を形成するため，地区計画の導入を考えたところです。

それでは，資料2ページをお開きください。左側です。4としまして，都市計画の素案の内容です。

(1)として宇都宮都市計画用途地域，宇都宮都市計画防火地域，準防火地域の変更です。先程1ページでご説明いたしました上位計画による将来的な駅東口地区の位置づけ，土地利用の方針を踏まえて，今回変更する用途地域等を図示したものです。左側に現在の用途地域の指定状況，右側に変更後の用途地域を図示しました。現在，地区の中央部を南北に縦断する水路があります。この水路の東側が商業地域，西側が鉄道施設用地であったということで，準工業地域に指定しております。今回の土地地区画整理事業により，土地の高度利用と有効利用を図るため，全ての街区を商業地域に見直したいと考えております。地区の名称ということで，中央地区，北地区，南地区という形で載っておりますが，これにつきましては，資料2ページと合わせまして，資料3ページ右側の図と凡例をご覧ください。右下に凡例がございます。駅前広場と幹線道路を含む中央の約4.6haの区域ですが，この茶色の実線で囲まれたエリアを中央地区と呼んでおります。中央地区の南側，水色の実線で囲まれたエリアを南地区，中央地区の北側，赤色の実線で囲まれたエリアを北地区としましたところです。

改めて，資料2ページにお戻り下さい。ちょうど図面の下になります用途地域の変更です。具体的な用途地域の変更の内容になりますが，この表にありますように，中央地区につきましては建ぺい率が80%，容積率が600%，南及び北地区につきましては，建ぺい率80%，容積率400%としております。防火，準防火地域の変更につきましては，中央地区を防火地域，南，北地区を準防火地域に見直したいと考えております。

次に資料2ページ右側をご覧ください。(2)としまして宇都宮都市計画地区計画の決定です。地区計画とは，みなさんご存知と思いますが，昭和55年，都市計画法と建築基準法の改正により生まれた土地利用に関わる制度です。都市計画で定める用途地域などよりも，もっときめ細かく，それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを誘導するための計画を，住民の皆様や土地所有者の皆様の合意に基づき，都市計画決定できるものとしたものです。都市計画決定されますと，建築確認申請とともに地区計画の届出書を提出していただ

き，建築物や工作物の整備，土地利用の指導がなされるという形です。地区計画の決定にあたり，資料にありますように，駅東口地区の位置付けや立地特性，将来の土地利用を勘案しまして，資料にあります3点を，基本的な考え方としました。

第1としまして，県都の玄関口にふさわしい風格ある駅前景観を創出するため，建築物の形態や意匠の制限，また良好かつ健全な都市環境を形成するため，風俗営業関係の建築を禁止したところです。

第2に，日照や通風の確保，安全でゆとりある歩行者や自転車空間を確保するため，建築物の壁面等の制限を行っております。

第3としまして，駅東口の新たな交流拠点，交流の中心となる仮称交流広場，こちらにつきましては，3ページの右側の図の緑色のハッチで掛かっている部分ですが，広場1号ということで5,000㎡のこちらと，将来のLRT導入用地として確保いたしました市有地を，地区施設，広場2号という形で位置付けております。

それでは，資料2ページ右側の表ですが，地区計画の内容についてご説明させていただきます。地区計画の目標と区域の整備，開発及び保全に関する方針です。地区計画の目標は，駅東口の位置付け，地区の立地特性を踏まえて，次の3点としました。

1としまして，交流の拠点となる広場の整備，2としまして，ゆとりとうるおいのある歩行空間の確保，3としまして，美しく魅力的な駅前景観の創出です。区域の整備，開発及び保全に関する方針では，地区の特性に応じた良好な市街地を形成するため，地区毎の表にありますように土地利用の方針を定めました。また，地区施設の整備の方針では，駅前広場や中央地区に整備します拠点施設との連携を重視しまして，交流の中心となる広場整備をしたいと考えております。また，建築物等の整備の方針につきましては，次にご説明します地区整備計画にある事項を遵守しまして，美しく魅力的な都市景観を創出したいと考えております。

それでは，資料3ページをお開き下さい。としまして地区整備計画です。地区整備計画は，地区計画の目標を実現するために定める具体的な駅東口地区のまちづくりのルールです。地区整備計画は，具体的な建築物の建て方や土地利用について定めているところです。地区施設の配置及び規模につきましては，基本的な考え方でも申しましたように，交流の拠点となる仮称交流広場約5,000㎡を広場1号とし，将来的にはLRT導入空間と考えておりますこのスペースを，広場2号という形で位置付けたいと考えております。

次に，建築物等の用途の制限ですが，商業地域に用途地域を見直しますと，風俗営業施設など，ほぼあらゆるものが建築できます。そのため，この地区では，土地所有者の賛同を得まして，県都の玄関口として，良好かつ健全な都市環境をつくるため，キャバレー，ナイトクラブ，パチンコ店，麻雀店など風俗営業施設のほか，ソーブランド，ラブホテル，ア

ダルトショップ，あるいは性的好奇心をそそるような物品販売店など店舗型風俗特殊営業施設の建築を禁止することとしたところです。

次に，壁面の位置の制限です。土地区画整理事業，基盤整備により，歩道の整備を行いますが，さらに，安全でゆとりある歩行空間，あるいは自転車利用者のための空間を確保するため，また，建築物を道路境界線から後退することにより，日照や通風の確保，あるいは商業施設等の前のたまり空間の確保するため，建築物の壁面位置の制限を行いました。具体的には壁面の位置の制限を，4つ考えております。

としまして1号壁面制限ですが，1号壁面という横断面も合わせてご覧下さい。中央地区に建設される商業施設等に出入りするたまりの空間，また，ゆとりある歩行空間を確保するため，中央地区の宅地周囲を道路境界線から2mの壁面後退することとしました。

また，の2号壁面制限では，先ほど申し上げました広場2号として鬼怒通りから駅前交通広場まで結びます広場2号の部分ですが，安全でゆとりある歩行空間を確保するため，広場2号の南側3.5mの壁面後退を確保することとしました。

の3号壁面制限ですが，南地区の自転車歩行者専用道路に面する宅地です。現在，駅東口地区整備計画では，駅東の駅前において自転車利用者の利便を図るため，南地区の北端，それと北街区の北西ですが，この部分に自転車の駐車を駅利用者や鉄道利用者のための自転車駐車を検討しております。特に南街区の自転車歩行者専用道路につきましては，駅東第2地区で整備されました自転車歩行者専用道路に宇都宮駅東公園まで結ぶ緑の自転車歩行者ネットワークの形成をいたします，地区のシンボリックな道路であるため，3号壁面線につきましては，鉄道敷と建物等に挟まれた圧迫感のある空間となるため，ゆとりや滞留に供する空間を創出するため，道路境界線から2mの壁面後退としました。

また，の4号壁面線ですが，北街区の一番北端のところに，現在駐輪場を考えております。駐輪場利用者のための安全でさらにゆとりある歩行空間を確保するため，1.5mの壁面後退をお願いしたところです。

次に，壁面後退区域における工作物の設置の制限ですが，工作物は，壁面後退部分には，通行の妨げとなる工作物を原則的に設置しないこととしております。

最後に，建築物等の形態及び意匠の制限です。来街者がはじめて目にする景観，駅前の景観がそのまちのイメージとかそのまちの第一印象として受けとられることが多く，駅前に建つ建物や屋外広告物は，本市の顔となる魅力的な駅前景観を形成する重要な要素となります。そのため，建築物の屋根や外壁，屋外広告物の設置にあたりましては，地区の特性，地区の景観に配慮したものとしました。なお，建築物の形態・意匠および広告物，看板その他これらに類するものにつきましては，今後，関係部署等で具体的な基準，指導，運用方法

小堀幹事

について現在検討しているところです。

最後に都市計画等のスケジュールですが、この都市計画素案につきましては、現在、土地所有者など利害関係者、関係機関であります県等と協議を行っております。駅東口地区のまちづくりにつきましては、本市の最重要プロジェクトでございますし、基盤整備施設等により、市民や来街者への影響を与えるとのことですので、用途地域や地区計画の素案を、明日7月7日から21日までの2週間、素案の縦覧を行いたいと考えております。

また、8月4日には、市民から駅東口の土地利用に対するご意見をお聴きする公聴会を開催しまして、この後、市民のご意見の反映、さらには土地所有者等との協議を行い、都市計画案を固めてまいりたいと考えております。

以上で、報告事項、宇都宮駅東口地区整備事業に関する都市計画素案についての説明を終わります。

申し訳ございません。ミスプリントがございました。3ページでございます。の計画図ということで図面が入ってございますが、その右下に2号壁面制限と赤く書いてありますが、この敷地境界から建築物等までの後退距離、ここが抜けております。こちらにつきましては、3.5mの壁面後退という形で、抜けておりました。申し訳ございません。よろしくお願いたします。

永井議長

以上でよろしいでしょうか。何かご質問等ございますでしょうか。

佐藤委員

はい。3ページの建築物等の用途の制限においての所で、風俗営業法に該当するものは建築してはならないということですですので、ぜひお願いしたいと思います。また、その下の壁面の位置の制限の所に公衆便所、巡査派出所とあるのですが、巡査派出所という法律用語は無いので、今は交番になっています。

永井議長

他にいかがですか。

私のほうから伺いたいのですが、壁面線の1号が、下から回って上へ行きますね。そして矢印の所で止まって、その先うすい水色がありますが、ここがなぜここで切れてしまうのですか。

小堀幹事

はい。こちらは第24回の都市計画審議会のほうでもご審議いただきました。ちょうどこちらの部分に、2mの幅の水路を予定しております。それと壁面線を合わせたいという形で、ここで止めたところです。その審議会の中でこの水路、現在駅東口にご存知のかたは、緋鯉とか真鯉とかが棲んでおります。この水路をぜひ生かしたいということで、この部分は北側になりますので建物の裏側になり、少しブラインドになるので、現在駅前広場のほうにも水路を呼び込むという形で計画しております。次のご審議の時までには、その辺の話

小堀幹事 も出来るのものと考えております。

永井議長 そうすると、歩道幅員としては不連続になってしまうのか。ここは上に上がるところはありませんよね。この赤でハッチでメッシュの掛かっている所はペデですよ。

小堀幹事 そうです。

永井議長 ここから先の水色の所は、歩道幅員は何mになるのですか。

小堀幹事 ここは、4.5mです。

永井議長 それで、2mの水路が民地側へ入ってくるのですね。

小堀幹事 4.5mの外側へ2mが入ってきます。

永井議長 2mが入ってくる訳ですね。そして、ここは水路なので公共用地になっている訳ですね。

小堀幹事 そうです。

永井議長 それで、それ以上さがることも言えませんよね。

小堀幹事 それでは、逆に壁面線が揃わない可能性があります。

永井議長 民地側には水路が作れないということですけど、出来れば連続でいきたいと私は思います。水路をもう少しメインに出してくれることを楽しみにしています。次の審議では決定ですか。

飯塚書記 次回までは少し時間はございますけれども、次回の都市計画審議会では案という形でお示ししまして、答申いただけるようにスケジュールを組みたいと思います。

永井議長 まだ、今日は都市計画決定しなくていいのですか。

飯塚書記 今日はまだです。

永井議長 分かりました。

小堀委員 よろしいですか。たぶん、ご存知だと思いますが、今年の初めか、去年の暮れだったか、ある雑誌で駅前の景観を大学生が調査をした結果、宇都宮駅西口がワースト1だったですよ。恥ずかしいので、その辺の規制などをよろしくお願ひしたいと思います。

永井議長 看板についてはどうですか。

関幹事

駅西口の看板につきましては、議会等でも質問が出ておりますが、あるいは週刊誌とか雑誌でワースト1とかで不名誉な部分ですが、現在、屋外広告物法で規制の中でどれだけ規制できるのかなどを色々検討しているのですが、やはり表現の自由とかの制約がございまして、とは言ってもやはり何とかしなければならぬと考えております。地元に入りまして建物のオーナーとか看板の所有者に、出来るだけ地元に入って何とか良い景観を形成していきたいと地元と一緒に話し合いながら、何とかしたいと考えているところであります。

森岡幹事

はい。説明資料の3ページの建築物に関する事項の建築物等の形態及び意匠の制限の中の2にあります広告物についてですが、駅東口のこの地区については、制限を掛けて西口のような景観にはならないように地区計画で規制していくということです。今、関幹事から出た話しは駅の西口の話をしたので、東口についてはあのような看板が乱立しないように制限を掛けていきたいというふうに考えているところです。

永井議長

ということは、もう少し具体的に、これについては基準が出てくるということで考えてよろしいですか。

飯塚書記

はい。この次に審議していただく時の地区計画では、そこまでいかないかもしれません。景観法が出来、景観計画とか法律に基づいた色々なことが出来るようになりまして、それにつきましては、地元に入り、ご了解いただきながら、例えば看板を全く出さなくすとか、そこまでについては、半年ぐらいでは出来ませんので、次のステップで地元と協議してやっていきたいと考えております。

永井議長

段階的に地区計画を変えてもいいぐらいのことは、おっしゃってもいいのではないですか。

飯塚書記

はい。それはおっしゃるとおりです。ただ、次回の審議会までにそこまで調整が出来るのかと言われますと、難しいと思われるので。

永井議長

景観三法では、宇都宮市は自動的に景観行政団体ですから、まずは景観計画をきちっと、なるべく早くやっていただきたいです。それから、今の看板で一番まずいのは、昔からやっているのは直さなくても良いのですよね。平成11年ぐらいに変わったけれども、その前から作ってあるものは、次に直す時でも良いということですけども、いつまでたっても直らない。だからむしろ基準も大事ですけども、執行体制をチェックしないと、地元へ入るよりも、むしろ執行体制を誰が責任を持っているのかを、1回見直さなくては行けないのではないかと思うのです。

ほとんど守られていない状況なので、半分以上は届出もし

永井議長

ていないものが一杯あるのではないかと、実際見てみると。昔からの絶対直さない格好になっていますね。それから、ルールとしては、実際上全然ルールが守られていない状況になっているのではないかと私は思うのです。その辺も含めて、ぜひ早めの対応をしていただきたいと思います。

他に何かございますか。よろしいでしょうか。

それでは、長い間ありがとうございました。

宇都宮市都市計画審議会

会 長
永 井 護

議事録署名委員
荒 井 雅 彦

議事録署名委員
鈴 木 幸 子